

○茂原市都市計画マスタープラン推進条例施行規則

平成 18 年 3 月 30 日

茂原市規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、茂原市都市計画マスタープラン推進条例(平成 18 年茂原市条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民会議の構成)

第 2 条 茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議(以下「市民会議」という。)の委員の人数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 5 名以内
- (2) 市民等 12 名以内
- (3) 市の職員 3 名以内

(委員の選出)

第 3 条 市民会議の委員の選出方法は、市長が別に定める。

(役員)

第 4 条 市民会議に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 市民会議の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(市民会議の庶務)

第 6 条 市民会議の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

(個別プロジェクト会議の構成)

第 7 条 個別プロジェクト会議の委員の人数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 10 名以内
- (2) 市民会議の委員 5 名以内
- (3) 市の職員 5 名以内

(個別プロジェクト会議の庶務)

第 8 条 市長は、条例第 12 条の規定により個別プロジェクト会議を設置するときは、茂原市行政組織規則(平成 18 年茂原市規則第 29 号)第 5 条に規定する課から、庶務を担当する課を決定するものとする。

(準用)

第 9 条 第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、個別プロジェクト会議の委員の選出、役員及び会議の運営について準用する。この場合において条文中「市民会議」とあるのは「個別プロジェクト会議」と読み替えるものとする。

(地区まちづくり協議会の認定申請)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の規定により地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の認定を受けようとする市民等は、地区まちづくり協議会認定申請書(別記第 1 号様式)に、次の各号に掲げる事項を記載し提出するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の活動区域
- (3) 代表者の住所
- (4) 代表者の氏名
- (5) 代表者の連絡先
- (6) 構成員数
- (7) 活動の方針

2 前項の申請を行うときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 活動区域を示す図面
- (2) 構成員名簿
- (3) 区域内の市民等への周知を証する書面
- (4) 会則
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通知)

第 11 条 市長は、前条の申請に対する可否を決定したときは、地区まちづくり協議会認定通知書(別記第 2 号様式)により、その旨及びその理由を当該申請をした協議会に通知しなければならない。

(協議会の構成の変更)

第 12 条 協議会は、第 10 条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、地区まちづくり協議会変更届(別記第 3 号様式)に所定の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(協議会の認定取消し)

第 13 条 市長は、協議会が条例第 14 条第 1 項の目的に合致しないと認めるとき又は第 9 条で定める要件を満たしていないと認めるときは、市民会議の意見を聴き、協議会の認定を取消すものとする。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、地区まちづくり協議会認定取消し通知書(別記第 4 号様式)により、その旨及びその理由を当該協議会に通知しなければならない。

(協議会によるまちづくり計画の素案の提案)

第 14 条 協議会は、条例第 15 条に規定するまちづくり計画の素案の提案をしようとするときは、まちづくり計画素案提案書(別記第 5 号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) まちづくり計画の素案
- (2) まちづくり計画の区域図
- (3) 区域内の市民等への周知を証する書面
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(告示及び縦覧)

第 15 条 条例第 20 条第 1 項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項を記載し行うものとする。

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の内容
- (3) 計画の区域
- (4) 縦覧場所

2 前項の告示は、茂原市公告式掲示場に掲示して行う。

3 条例第 20 条第 3 項に規定する縦覧は、第 1 項第 1 号から同項第 3 号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。